

令和2年4月28日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

ノートパソコンに関する事故（リコール対象製品）について

（詳細は次頁以降参照。）

- | | |
|--|----|
| 1. ガス機器・石油機器に関する事故 （うち石油ストーブ（開放式）1件） | 1件 |
| 2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因が疑われる事故 （うち門扉1件、ノートパソコン1件、机1件） | 3件 |
| 3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、 製品起因か否かが特定できていない事故 （うち運動機器（EMS機器）1件、電動アシスト自転車1件、 エアコン（室外機）2件、運動器具（ルームランナー）1件、 自転車1件、電気鍋1件、 パワーコンディショナ（太陽光発電システム用）1件） | 8件 |
| 4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審議を予定している案件 該当案件なし | |

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません（管理番号：A201900236、A201900282、A201900384を除く。）。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

パナソニック株式会社が製造したノートパソコンについて(管理番号:A201900282)

①事象について

事務所で、パナソニック株式会社(法人番号:5120001158218)が製造したノートパソコンを充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。

調査の結果、当該製品のバッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと考えられます。

②再発防止策について

同社は、当該製品を含む対象製品(下記③)について、事故の再発防止を図るため、2018(平成30年)年3月28日にウェブサイトへの情報掲載を行うとともに、翌29日に新聞社告を行い、同年6月12日から対象製品をお持ちの方に対し、バッテリー診断・制御プログラムの提供を実施しています。

③対象製品：機種(シリーズ)、製造期間、対象台数

| 機種(シリーズ) | 製造期間 | 対象台数 |
|--|-------------------|-----------|
| CF-SX1/SX2/SX3/SX4 CF-NX1/NX2/NX3/NX4 | 2012年1月～2018年3月 | 669,569 |
| CF-S10 CF-N10 | 2011年2月～2014年11月 | 219,030 |
| CF-AX2/AX3 | 2012年10月～2016年10月 | 135,114 |
| CF-C2 | 2012年10月～2018年3月 | 6,183 |
| 合 計 | | 1,029,896 |

(注)SX4/NX4のWindows10プリインストールモデルは、バッテリー診断・制御プログラム対応済みのため、対象外です。

2018年(平成30年)3月28日からリコール(バッテリー診断・制御プログラムの提供の決定)

改修率:55.3%(2020年3月30日時点)

<リコール対象製品での事故件数>

対象製品におけるリコール対象の内容による2010年度以降の事故の件数(管理番号:A201900282を含む。)は、次のとおりです。これらは、消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告を受けたものです。

| 年度 | 事故件数 | 被害状況 | 年度 | 事故件数 | 被害状況 |
|--------|------|------|--------|------|------|
| 2020年度 | 1 | 火災 | 2014年度 | 0 | — |
| 2019年度 | 2 | 火災 | 2013年度 | 0 | — |
| 2018年度 | 2 | 火災 | 2012年度 | 0 | — |
| 2017年度 | 4 | 火災 | 2011年度 | 0 | — |
| 2016年度 | 0 | — | 2010年度 | 0 | — |
| 2015年度 | 0 | — | | | |

<ノートパソコンの機種の確認方法>

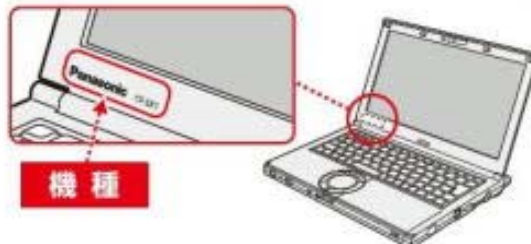
ノートパソコンの機種は、本体の機種表示を御確認ください。

CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ CF-SX1/SX2/SX3/SX4シリーズ



Panasonic CF-SX1/SX2/SX3/SX4
または
Panasonic CF-NX1/NX2/NX3/NX4

CF-NX1/NX2/NX3/NX4シリーズ



機種

CF-S10シリーズ



CF-N10シリーズ



Panasonic CF-S10
または
Panasonic CF-N10

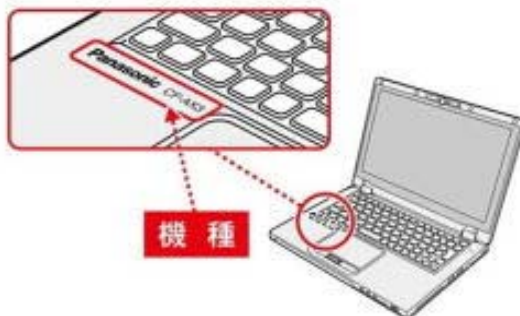


機種

CF-AX2/AX3シリーズ



Panasonic CF-AX2/AX3



機種

CF-C2シリーズ



Panasonic CF-C2



機種

④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちの方は、同社ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムをダウンロードし、実行してください。御不明な点は、下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

パナソニック株式会社

電話番号：0120(870)163

受付時間：9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト：<https://askpc.panasonic.co.jp/info/180612.html>

※同社ウェブサイトからバッテリー診断・制御プログラムがダウンロードできます。

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担当：鈴木、柳川、豊田

電話：03(3507)9204（直通）

FAX：03(3507)9290

経済産業省産業保安グループ製品安全課製品事故対策室

担当：橋爪、田代

電話：03(3501)1707（直通）

FAX：03(3501)2805

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発都道府県 | 備考 |
|------------|-----------|-----------|-------------|------------|---------|------|---|---------|------------------------------|
| A202000067 | 令和2年4月11日 | 令和2年4月23日 | 石油ストーブ(開放式) | SX-E3518WY | 株式会社コロナ | 火災 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 兵庫県 | 令和2年4月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済 |

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 機種・型式 | 事業者名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発都道府県 | 備考 |
|------------|-------------|-----------|---------|-----------------|------------|------|--|---------|--|
| A201900236 | 平成30年12月30日 | 令和元年6月28日 | 門扉 | アメリカン1型 | 株式会社LIXIL | 重傷1名 | 当該製品を開閉中、当該製品の下部に左足首が引っ掛かり、負傷した。使用者が急いで外出しようとしたため、当該製品を閉めながら外へ出ようとした際、製品下部の角部に足首がぶつかり負傷したものと考えられるが、取扱説明書に扉と地面の隙間に関する注意表示が記載されていなかったことも事故発生に影響したものと推定される。 | 福岡県 | 令和元年7月2日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの |
| A201900282 | 令和元年7月5日 | 令和元年7月19日 | ノートパソコン | CF-SX2A14CS | パナソニック株式会社 | 火災 | 事務所で当該製品を充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。調査の結果、当該製品のバッテリーパック内部のリチウムイオン電池セルが異常発熱し、出火したものと推定されるが、焼損が著しく、電池セルが異常発熱した原因の特定には至らなかった。 | 宮城県 | 令和元年7月23日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの 平成30年3月28日からリコールを実施(特記事項を参照) 改修率: 55.3% |
| A201900384 | 令和元年5月31日 | 令和元年8月16日 | 机 | SD-SES167SAWPAW | コクヨ株式会社 | 重傷1名 | 当該製品の高さを調整していたところ、天板が落下し、右手指を負傷した。調査の結果、設置業者が隣接機から10mm程度しか間隔が取れない場所に当該製品を設置したため、天板の降下操作を行った際に当該製品の天板受金具下に入り込んでいた隣接機の天板に天板受金具部が乗り上げ、使用者が天板を動かそうとして指を挟んだものと推定される。 なお、取扱説明書には、「設置の際は、隣接物や壁面から25mm以上離す。」「昇降操作をする前に、天板の下や周囲に接触するものがないことを確認する。」旨、記載されている。 | 福岡県 | 令和元年8月20日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|------------|-----------|---------------|------|---|----------|--|
| A202000068 | 令和2年3月26日 | 令和2年4月23日 | 運動機器(EMS機器) | 重傷1名 | 当該製品を使用したところ、左膝を負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。 | 大阪府 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月14日 |
| A202000069 | 平成26年9月30日 | 令和2年4月23日 | 電動アシスト自転車 | 重傷1名 | 当該製品で走行中、自動車に衝突し、転倒、負傷した。事故発生時の状況を含め、現在、原因を調査中。 | 福岡県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月16日 |
| A202000070 | 令和2年4月3日 | 令和2年4月23日 | エアコン(室外機) | 火災 | 当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品から出火したのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 愛知県 | 令和2年4月17日に公表したエアコン(室外機)に関する事故(A202000043)と同一 令和2年4月16日に消費者安全法の重大事故等として公表済 |
| A202000071 | 令和2年4月11日 | 令和2年4月23日 | エアコン(室外機) | 火災 | 当該製品を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 埼玉県 | 令和2年4月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済 |
| A202000072 | 令和2年3月21日 | 令和2年4月23日 | 運動器具(ルームランナー) | 重傷1名 | 当該製品を折り畳んだ状態で移動中、歩行板が開き、右足指を負傷した。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査中。 | 愛知県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月20日 |
| A202000073 | 令和2年3月11日 | 令和2年4月23日 | 自転車 | 重傷1名 | 子供(12歳)が当該製品で走行中、前ブレーキを掛けたところ、ブレーキレバーが破損し、転倒、右手を負傷した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 神奈川県 | 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年4月17日 |
| A202000074 | 令和2年4月11日 | 令和2年4月24日 | 電気鍋 | 火災 | 当該製品を使用中、当該製品を溶損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。 | 埼玉県 | 令和2年4月23日に消費者安全法の重大事故等として公表済 |

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

| 管理番号 | 事故発生日 | 報告受理日 | 製品名 | 被害状況 | 事故内容 | 事故発生都道府県 | 備考 |
|------------|-----------|-----------|------------------------|------|---|----------|--|
| A202000075 | 令和2年1月21日 | 令和2年4月24日 | パワーコンディショナ(太陽光発電システム用) | 火災 | 当該製品内部を焼損し、周辺を汚損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。 | 埼玉県 | 令和2年1月30日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和2年1月21日 報告書の提出期限を超過していることから、事業者に対し 厳重注意 |

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし

門扉（管理番号：A201900236）



机（管理番号：A201900384）

